

【留意点】

※塀の前面道路が建築基準法第42条第2項道路(主に4m未満の道路でセットバックが必要な道路)である場合等、対象外となる可能性があります。

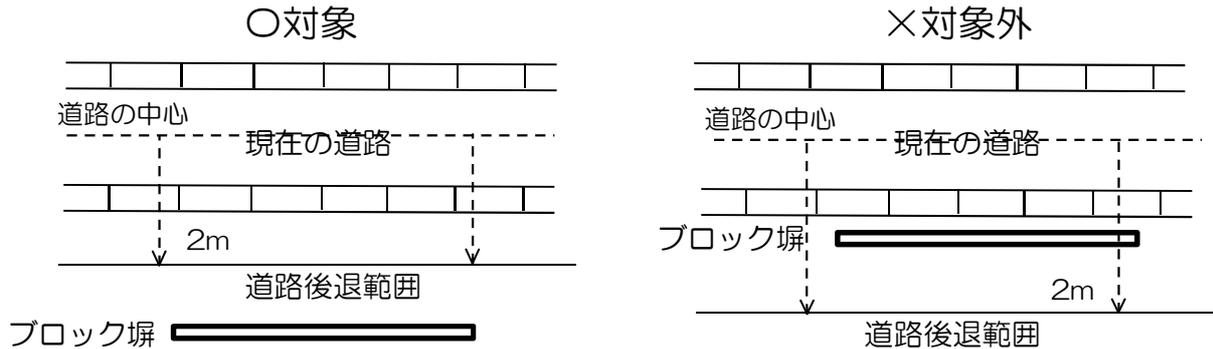
・除却工事事業

道路に面している塀全てを**除却**する必要があります。

・改善工事事業

建築基準法の**道路後退範囲内**(道路の中心から当該敷地側へ2mの範囲)にブロック塀がある場合、**対象外**となります。

※工事後のブロック塀の高さは50cm以下であること。



・建替え工事事業

フェンス等を**新設**する際、建築基準法等の**道路後退範囲内**(道路の中心から当該敷地側へ2mの範囲)に**新設することはできません**。

原則、フェンス等を新設する場合、建築確認申請が必要になります。

※除却工事事業のみ利用し、自己負担でフェンス等を新設する場合も同様。

